

施設利用料の還付について

○ 6月2日以降の利用申請について

適切な感染予防対策の実施を了承し、新たに許可申請した案件にかかるキャンセルについては、通常のカンセル期間に基づいた対応となります。

○ 6月1日以前の申請の利用許可について

適切な感染予防対策の実施を確認させていただき、対策の実施を了承するかどうかの期限を設定し、下記のとおり対応を行います。

【確認期限】

- ① 6月中が利用日の場合:利用日の前日
- ② 7月1日から7月30日が利用日の場合:6月30日(火曜日)
- ③ 7月31日以降が利用日の場合:通常のカンセル期間に基づいた対応
※30日前までは全額還付、10日前までは半額還付

○ 利用料金の還付対象

- ① 上記の確認期限までに適切な感染予防対策を実施すると回答いただいた場合で、期限以降にキャンセルの申し出があった場合、新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由としたキャンセルであっても、通常のカンセル期間に基づいた対応となります。
- ② 上記の確認期限までに適切な感染予防対策を実施できないと利用予定者から回答された場合「木更津市金田地域交流センター利用料金返還申請書」を提出いただき、利用料については全額還付となります。